

## 今治地方観光ボランティアガイドの会会則

(名称)

**第1条** この会は、今治地方観光ボランティアガイドの会（以下、「本会」という。）という。

(事務局)

**第2条** 本会の事務局をガイドの会長宅に置く。

(目的)

**第3条** 本会は、瀬戸内海国立公園や瀬戸内しまなみ海道など、特徴的な第一級の観光資源に点在する自然、景観、歴史・文化遺産、地場産等をご案内・ご説明することにより、広く地域住民にも当地方の理解を深めていただき、地域の活力と振興を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する研修及び調査研究を行う。
- (2) 歴史・文化・産業に関する研修及び調査研究を行う。
- (3) 体験観光に関する研修及び調査研究を行う。
- (4) 1号から第3号の研究を踏まえ、受け入れ諸条件のご案内プランコースを創出する。
- (5) 旅行代理店、団体、個人からの依頼ガイドを行う。
- (6) 持続可能なガイド育成を行う。
- (7) 全国・四国・愛媛県内で開催される研修会に参加する。
- (8) その他本会の目的を達成するための必要な事業を行う。

(会員)

**第5条** 本会の目的・理念に賛同して入会したものを会員とする。

- (1) 個人会員
- (2) 賛助会員

- 2 本会に入会しようとするときは、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出し、その承認を得なければならない。
- 3 会員が退会しようとするときは、退会届（別記様式第2号）を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名以内

2 本会に顧問を置くことができる。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 役員は、総会において会員の中より選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 5 役員は、第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての義務を有する。
- 6 役員は、年間の事業計画・予算案を作成し、ガイドの会で図ることとする。

(運営委員会)

**第7条** 本会の事業を遂行するため必要であると認めるときは運営委員会（以下、「委員会」という。）を設けることができる。

- 2 委員会は、すべての会員で組織する。
- 3 委員会は、月1回開催するものとし、会員間の交流を図るものとする。
- 4 委員会は、会長が招集する。
- 5 委員会の委員長は、会長がこれに当たる。副会長は、副委員長となり委員長を補佐するものとする。
- 6 本会の運営に関し、必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が委員会において別に定める。

(会計)

**第8条** 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は年額500円とする。
- 3 会員が年度途中において退会した後においてもその負担を免れない。
- 4 納入済の会費については、これを返還しない。
- 5 会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

(観光案内料)

**第9条** 観光案内料は無料とする。ただし、事業遂行に要する経費（謝礼金、交通費、食費等）は、利用者の負担とする。

- 2 第1項に規定する経費は、本会へ寄付することができ、本会運営の事業費に充てることができる。

(総会等)

**第10条** 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎年1回とし、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に該当する場合に開催する。
  - (1) 役員会において開催の決議がなされたとき。
- 4 総会及び役員会は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がこれに当たる。
- 5 役員会は、会則第6条第1項をもって構成する。

(保険)

**第11条** 会員は全員がボランティア傷害保険に加入し、事故ある時はその保険の範囲内で補償をうける。

- 2 ガイドの会主催事業を行う場合は、予算の範囲内においてレクリエーション保険（傷害）等に加入する。
- 3 任意で保険加入の出来る環境をつくる為に保険代理店出張窓口（国内旅行傷害保険など）を設置し、参加者に啓発・説明する。

(改廃)

**第 12 条** この会則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委任)

**第 13 条** この会則に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この会則は、平成 22 年 6 月 29 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 6 月 28 日改正)

この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 前項の会則の改正の日の前日までに本会に加入していた会員は、会則第 5 条に定める入会手続を完了したものとみなす。

## 今治地方観光ボランティアガイドの会入会申込書

私は、貴会の会員として入会したいので会則第5条の規定に基づき入会申込書をご提出致します。

入会希望時期                      年度（          年          月）

年          月          日

〒  
住所  
氏名

印

今治地方観光ボランティアガイドの会長 様

|           |  |
|-----------|--|
| 住 所(所在地)  |  |
| 氏 名       |  |
| 生 年 月 日   |  |
| 性 別       |  |
| 電 話 番 号   |  |
| 携 帯 番 号   |  |
| F A X 番 号 |  |
| メールアドレス   |  |

本会の取得する個人情報、  
「個人情報保護に関する法律」に基づき、  
個人情報に関して適用される  
法令及びその精神を尊重、  
遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱  
うとともに個人情報の保護  
に努めるものとします。

別記様式第2号（第5条関係）

今治地方観光ボランティアガイドの会員退会届

私は、貴会を退会するのでお届けします。

退会予定期日                      年    月    日

年    月    日

氏名

印

今治地方観光ボランティアガイドの会長 様